

【扶養申請に必要な届出書類】

原則として次のような場合は認定できません

1. 年間収入額が130万円以上ある方（60歳以上の方又は障害厚生年金受給者は180万円以上）
2. 被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方（年金（遺族・障害・老齢等）も収入になります）
3. 失業給付金、傷病手当金、労災給付金等を受給中の方
4. 子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い場合

※記書類以外でも状況により、追加の書類の提出をお願いする場合があります。
 ※関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

申請するご家族の状況	同居していなくてもよい人								同居が条件の人				必要書類	書類取扱先	
	配 偶 者	父 母	子			兄弟・姉妹 孫			祖 父 母	甥 姪	義 父 母	伯 父 ・ 叔 父			伯 母 ・ 叔 母
			18 才 以上 の 学 生	18 才 未 満	そ の 他	18 才 以上 の 学 生	18 才 未 満	そ の 他							
申請するご家族すべて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	被保険者および被扶養者の〔扶養理由申出書〕	当組合ホームページ	
同居の方・別居の方		○			○	○	○	○	○	○	○	○	世帯全員の住民票コード及び個人番号以外の省略事項がない「住民票」（続柄/同居/別居を証明できるもの）	市区町村	
生計維持関係を確認する必要がある方	学生の方	○		○		○		○		○			「学生書」（写し）又は「在学証明書」	学校	
	18歳以上で1年以上無収入の方	○	○	○		○		○		○		○	「所得・非課税証明書」	市区町村	
	1年以内に退職した方	雇用保険に未加入	○	○			○		○		○		○	雇用保険未加入が確認できる書類（雇用保険未加入の記載がある「退職証明書」又は退職時の「源泉徴収票（写）」など	前勤務先
		加入期間不足	○	○			○		○		○		○	「離職票1・2」又は「雇用保険資格喪失確認通知書」	前勤務先 ハローワーク
		受給終了	○	○			○		○		○		○	支給終了印のある「雇用保険受給資格証（両面）の（写）」	ハローワーク
		受給期間延長	○	○			○		○		○		○	「受給期間延長通知書（写）」	前勤務先 ハローワーク
	失業給付の手続きを行わない方	○	○			○		○		○		○	「離職票1・2」又は「雇用保険資格喪失確認通知書」	前勤務先	
	パート・アルバイトなどで就労中の方	○	○	○		○		○		○		○	年間収入が確認できる書類（直近3ヶ月分の給与明細書（写）又は「収入見込額」又は「雇用契約書（写）金額の推測できるもの	勤務先	
	年金・恩給受給中の方	受給中	○	○			○		○		○		○	年金額が確認できる書類（氏名確認ができる直近の「年金振込通知書（写）」又は「年金改定通知書（写）」など	年金事務所
		申請中、これから受給する方	○	○			○		○		○		○	「年金見込額照会回答票（写）」	年金事務所
自営/個人事業所得のある方	○	○			○		○		○		○	直近の「確定申告書（写）」と「収支内訳書（写）」	税務署		
廃業した方	○	○			○		○		○		○	個人事業の「廃業届出書（写）」	市区町村		
別居の方		○			○		○		○		○	仕送りの金額・継続性が確認できる書類（直近3ヶ月分以上）の「振込依頼書（写）」又は「振込先の通帳（写）」又は「現金書留による送金（控）の（写）」など	金融機関		
外国人の方や被保険者と姓が異なる方	被保険者との続柄が確認できる書類「外国人登録原票記載事項証明書」又は「戸籍謄（抄）本」など											市区町村			
結婚や離婚に伴う被扶養者申請の場合	今回申請の被保険者以外の扶養者として加入していた場合、健康保険の喪失日が確認できる書類「健康保険資格削除証明書」又は「喪失通知書」など											前勤務先			
他の健保組合の任意継続被保険者であった場合	本人として加入、又は今回申請の被保険者以外の扶養家族として加入していた場合、健康保険の喪失日が確認できる書類「健康保険資格削除証明書」又は「喪失通知書」など											前勤務先			
公務員で「離職票1・2」がない場合	「辞令（写）」											前勤務先			
子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が少ない場合	年間収入が確認できる書類（直近3ヶ月分の給与明細書（写）又は金額の推測できる「雇用契約書（写）」など											配偶者勤務先			